

1. 検証の視点 ※条例に基づく検証視点を抽出しています。

| 条例の該当箇所 | 検証項目 | 過去の協議会からの意見(抜粋) |
|---------------------|--|---|
| 【第9条】 参画の対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に規定されている参画の対象について積極的に参画の機会を設けているか (2. 参画の手法実施状況総括表) ・ 対象外とした理由は適切か (6. 参画の対象外としたもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 参画の推進については積極的に行われている印象を受けるが、パブリックコメント、審議会等以外の手法が有効に用いられていないのではないか |
| 【第11条】 参画の手法の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的と思われる手法を適切な時期に実施しているか (7. 複数の参画手法の実施状況) ・ 複数の手法を併用するよう努めているか (7. 複数の参画手法の実施状況) | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートから審議会等、あるいはパブリックコメントなどへと繋がっていくような周知の仕方が出来れば効果的ではないか |
| 【第12条】 公表の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施に関して2つ以上の方法により公表されているか (4. 審議会等の運営状況) | |
| 【第13条】 パブリックコメント | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等が意見を提出するために必要な事項及び、実施結果が公表されているか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見の提出数が少ない ・ 内容が分かりにくいと意見が出しづらいので、より分かりやすく記載するなど、周知方法に工夫が必要ではないか ・ 提出された意見の取扱い方を明らかにするべき ・ パブリックコメント制度の意義と役割を周知するべき ・ 意見が反映されにくいパブリックコメントのあり方の検討が必要 ・ 目的に合わせて早期の意見聴取を検討する必要がある ・ 子どもに対して意見提出の投げかけを行う ・ パブリックコメントのやり方や様式を分かりやすく周知しては ・ 名称変更や過去の意見を例として示すなど、参画しやすくする取り組みが必要 <p>(取組) より分かりやすく周知できるよう平成29年度に「パブリックコメント実施マニュアル」を改訂</p> |

| 条例の該当箇所 | 検証項目 | 過去の協議会からの意見(抜粋) |
|----------------------------|--|---|
| 【第14条】 審議会等の設置及び運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募による委員のいる審議会等の割合は適正か(可能なものには公募を入れているか) (4. 審議会等の運営状況) ・ 女性委員の割合は適正か (4. 審議会等の運営状況) ・ 会議及び会議の開催に関する事項は公表されているか (4. 審議会等の運営状況) ・ 会議録は公表されているか (4. 審議会等の運営状況) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等の目的に応じた適切な女性委員比率を検討するべきではないか ・ 女性委員の役割や報酬を明示する ・ 女性の参加しやすい時間帯に会議を開催する ・ 女性が審議会等に参画しやすくするため、休暇取得しやすい環境づくりについて企業の協力を得る <p>(取組) 公募委員募集の際に報酬等を明示することとした</p> |
| 【第15条】 その他の参画の手法に関する取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手法を実施する際に必要な事項及び実施結果が公表されているか (5. その他の参画の手法実施状況) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等への市民参画を促すためには、市ホームページにおいて審議会等を性質ごとに分類するなど、審議会等の内容や開催状況を分かりやすい形で公開し、市民の関心を高める工夫が必要 ・ 会議の公開は難しい面もあるが、会議録については全ての審議会等で公開することが可能ではないか <p>(取組) 平成29年度に「防府市審議会等の設置及び運営に関する指針」を改訂し、会議の公開、会議録の公開についてより詳細に記載 ・ 審議会等に関する市ホームページを再構築</p> |
| その他 全般的事項について | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップの活用事例が少ない <p>(取組) ・ ワークショップ活用を促すため、職員に対してファシリテーター養成研修を実施。 ・ 庁内の会議から実践に取り組む。 ・ 審議会等の委員の多数兼務解消に努める必要がある ・ 審議会等の目的に応じた適切な委員構成を検討する必要がある ・ 傍聴人にアンケートをとるなど、意見を取り入れる工夫があると良い ・ フォーラムやシンポジウム等を用いた啓発活動を積極的に行うべき ・ 市民にテーマを示して意見募集を行うなど、早期意見募集の手法を導入できないか ・ ワークショップの活用のためにはファシリテート能力の向上が欠かせない ・ インターネットを利用できない市民に対する情報伝達の方法があると良い ・ 災害時における早期の情報伝達に取り組むこと ・ 市民自身がどのように情報をキャッチするかが重要。加えてシステム開発も必要。 ・ オンライン会議システム等の新しい技術の活用による参画の機会の拡大と、それにより生じる課題への対応が必要 <p>(取組) ・ ファシリテーター養成研修の実施 ・ 防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱改正 ・ 防府市審議会等の設置及び運営に関する指針改訂</p> </p> |

2. 令和3年度 参画の手法実施状況総括表

①参画の対象区分別件数内訳

| 対象区分 | 手法 | パブリックコメント | 審議会等 | 意識調査 | 公聴会等 | ワークショップ | 合計 | 構成比 (%) |
|---------|----|-----------|------|------|------|---------|-----|---------|
| 計画等 | | 6 | 7 | 2 | | | 15 | 18.1 |
| 条例等 | | 2 | 2 | | | | 4 | 4.8 |
| 施設の計画等 | | | | | | | 0 | 0.0 |
| その他 | | | 63 | | 1 | | 64 | 77.1 |
| 合計 | | 8 | 72 | 2 | 1 | 0 | 83 | 100 |
| 構成比 (%) | | 9.6 | 86.7 | 2.4 | 1.2 | 0.0 | 100 | |

②案件の分野別件数内訳 ※審議会等については、主たる分野により分類

| 分野 | 手法 | パブリックコメント | 審議会等 | 意識調査 | 公聴会等 | ワークショップ | 合計 | 構成比 (%) |
|---------|----|-----------|------|------|------|---------|-----|---------|
| 安全・環境 | | 3 | 3 | 1 | | | 7 | 8.4 |
| 健康・福祉 | | 1 | 21 | | | | 22 | 26.5 |
| 教育・社会 | | 1 | 27 | 1 | | | 29 | 34.9 |
| 産業・労働 | | 1 | 8 | | 1 | | 10 | 12.0 |
| 地域・交流 | | | 3 | | | | 3 | 3.6 |
| 都市・建設 | | 2 | 5 | | | | 7 | 8.4 |
| その他 | | | 5 | | | | 5 | 6.0 |
| 合計 | | 8 | 72 | 2 | 1 | 0 | 83 | 100 |
| 構成比 (%) | | 9.6 | 86.7 | 2.4 | 1.2 | 0.0 | 100 | |

〔参画の対象〕

| | |
|--------|--|
| 計画等 | 【第9条第1項第1号】 市の基本構想、基本計画その他市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 |
| 条例等 | 【第9条第1項第2号】 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃 イ 市政に関する基本方針を定める事項 ロ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項 ハ 市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項 |
| 施設の計画等 | 【第9条第1項第3号】 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更 |
| その他 | 【第9条第1項第4号】 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの |
| 対象外 | 【第9条第2項】 前項の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参画の対象としないことができる。 一 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの 二 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの 三 軽易な変更等 四 市長等の内部の事務処理に関するもの 五 緊急その他やむを得ない理由があると認められるもの |

〔施策等の分野〕

第5次防府市総合計画の分野別施策を参考に、各事案を分類した

| 分野 | 項目 | 分野 | 項目 |
|-------|---|-------|--|
| 安全・環境 | 防災対策の推進 消防力の向上 暮らしの安全確保 環境の保全 循環型社会の形成 | 産業・労働 | 農林水産業の振興 商工業・サービス業の振興 中小企業の振興 労働環境の向上 |
| | | 健康・福祉 | 観光の振興 文化・スポーツの推進 多様な交流の推進 自主的・主体的な市民活動の促進 |
| 健康・福祉 | 保健・医療サービスの充実 地域福祉の充実 子育て支援の充実 高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実 社会保障制度の適性な運用 | 都市・建設 | 交通ネットワークの整備 上下水道の整備 住宅・住環境の整備 公園の整備、景観の保全 適正な土地利用の推進 |
| 教育・社会 | 学校教育の充実 生涯学習の推進 人権尊重社会の実現 文化財の保護・継承 | | |

3. パブリックコメント実施状況

| 年度 | 件数 | 分野別 | | | | | | | 計 | 実施結果の概要 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|--|
| | | 安全・環境 | 健康・福祉 | 教育・社会 | 産業・労働 | 地域・交流 | 都市・建設 | その他 | | |
| 平成23年度 | 実施件数 | 2 | 2 | 1 | | 1 | 2 | | 8 | 意見提出者 8人 意見提出件数 19件 ・意見を受けて修正したもの 6件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 2件 ・既に記載済み、対応済みのもの 4件 ・意見を反映することが困難なもの 7件 |
| | 提出者数 | 2 | 0 | 1 | | 1 | 4 | | 8 | |
| | 意見提出件数 | 2 | 0 | 4 | | 5 | 8 | | 19 | |
| 平成24年度 | 実施件数 | 2 | 2 | 1 | | | 2 | | 7 | 意見提出者 4人 意見提出件数 4件 ・意見を受けて修正したもの 1件 ・既に記載済み、対応済みのもの 2件 ・意見を反映することが困難なもの 1件 |
| | 提出者数 | 4 | 0 | 0 | | | 0 | | 4 | |
| | 意見提出件数 | 4 | 0 | 0 | | | 0 | | 4 | |
| 平成25年度 | 実施件数 | 3 | | 2 | | 1 | 1 | 1 | 8 | 意見提出者 9人 意見提出件数 29件 ・意見を受けて修正したもの 5件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 8件 ・既に記載済み、対応済みのもの 7件 ・意見を反映することが困難なもの 8件 ・その他 1件 |
| | 提出者数 | 3 | | 1 | | 2 | 0 | 3 | 9 | |
| | 意見提出件数 | 5 | | 13 | | 5 | 0 | 6 | 29 | |
| 平成26年度 | 実施件数 | 3 | 9 | 1 | 1 | | | 2 | 16 | 意見提出者 16人 意見提出件数 48件 ・意見を受けて修正したもの 10件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 3件 ・既に記載済み、対応済みのもの 5件 ・意見を反映することが困難なもの 15件 ・その他 9件 |
| | 提出者数 | 2 | 4 | 1 | 1 | | | 8 | 16 | |
| | 意見提出件数 | 8 | 14 | 1 | 2 | | | 23 | 48 | |
| 平成27年度 | 実施件数 | | 4 | 1 | 1 | 1 | | 4 | 11 | 意見提出者 5人 意見提出件数 20件 ・意見を受けて修正したもの 5件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 2件 ・既に記載済み、対応済みのもの 5件 ・意見を反映することが困難なもの 5件 ・その他 3件 |
| | 提出者数 | | 2 | 1 | 1 | 1 | | 0 | 5 | |
| | 意見提出件数 | | 11 | 3 | 1 | 5 | | 0 | 20 | |
| 平成28年度 | 実施件数 | 2 | 1 | 2 | | | 3 | 2 | 10 | 意見提出者 52人 意見提出件数 74件 ・意見を受けて修正したもの 10件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 2件 ・既に記載済み、対応済みのもの 5件 ・意見を反映することが困難なもの 55件 ・その他 2件 |
| | 提出者数 | 0 | 0 | 1 | | | 0 | 51 | 52 | |
| | 意見提出件数 | 0 | 0 | 1 | | | 0 | 73 | 74 | |
| 平成29年度 | 実施件数 | | 2 | 1 | | | 3 | 1 | 7 | 意見提出者 9人 意見提出件数 11件 ・意見を受けて修正したもの 2件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 5件 ・既に記載済み、対応済みのもの 1件 ・意見を反映することが困難なもの 1件 ・その他 2件 |
| | 提出者数 | | 2 | 0 | | | 7 | 0 | 9 | |
| | 意見提出件数 | | 3 | 0 | | | 8 | 0 | 11 | |
| 平成30年度 | 実施件数 | 1 | | 1 | 1 | | | | 3 | 意見提出者 4人 意見提出件数 5件 ・意見を受けて修正したもの 1件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 2件 ・既に記載済み、対応済みのもの 1件 ・意見を反映することが困難なもの 1件 |
| | 提出者数 | 1 | | 0 | 3 | | | | 4 | |
| | 意見提出件数 | 1 | | 0 | 4 | | | | 5 | |
| 令和元年度 | 実施件数 | | 1 | 2 | 1 | | 1 | 1 | 6 | 意見提出者 35人 意見提出件数 108件 ・意見を受けて修正したもの 4件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 38件 ・意見を反映することが困難なもの 9件 ・内容に直接関わらないもの 34件 ・その他 23件 |
| | 提出者数 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 35 | 35 | |
| | 意見提出件数 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 108 | 108 | |
| 令和2年度 | 実施件数 | | 5 | 3 | | 3 | 2 | 2 | 15 | 意見提出者 22人 意見提出件数 79件 ・意見を受けて修正したもの 13件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 18件 ・既に記載済み、対応済みのもの 10件 ・意見を反映することが困難なもの 15件 ・その他 23件 |
| | 提出者数 | | 3 | 5 | | 4 | 1 | 9 | 22 | |
| | 意見提出件数 | | 5 | 17 | | 29 | 1 | 27 | 79 | |
| 令和3年度 | 実施件数 | 3 | 1 | 1 | 1 | | 2 | | 8 | 意見提出者 8人 意見提出件数 19件 ・意見を受けて修正したもの 5件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 6件 ・既に記載済み、対応済みのもの 4件 ・意見を反映することが困難なもの 1件 ・その他 3件 |
| | 提出者数 | 6 | 0 | 2 | 0 | | 0 | | 8 | |
| | 意見提出件数 | 17 | 0 | 2 | 0 | | 0 | | 19 | |
| 合計 | 実施件数 | 16 | 27 | 16 | 5 | 6 | 16 | 13 | 99 | |
| | 提出者数 | 18 | 11 | 12 | 5 | 8 | 12 | 106 | 172 | |
| | 意見提出件数 | 37 | 33 | 41 | 7 | 44 | 17 | 237 | 416 | |
| | 1件あたりの提出者数 | 1.1 | 0.4 | 0.8 | 1.0 | 1.3 | 0.8 | 8.2 | 1.7 | |
| | 1件あたりの提出意見数 | 2.3 | 1.2 | 2.6 | 1.4 | 7.3 | 1.1 | 18.2 | 4.2 | |

4. 審議会等の運営状況

①委員の状況

| 年度 | 委員を選任している審議会等 | 委員数 | | | | 公募委員のいる審議会等 | | | |
|-----|---------------|-------|-------|------|-------|-------------|-------|------|--|
| | | 女性委員 | 割合(%) | 公募委員 | 割合(%) | 審議会等の数 | 割合(%) | | |
| H23 | 77 | 984 | 200 | 20.3 | 30 | 3.0 | 12 | 15.6 | |
| H24 | 75 | 967 | 214 | 22.1 | 33 | 3.4 | 13 | 17.3 | |
| H25 | 82 | 1,080 | 234 | 21.7 | 57 | 5.3 | 20 | 24.4 | |
| H26 | 80 | 1,086 | 266 | 24.5 | 59 | 5.4 | 20 | 25.0 | |
| H27 | 82 | 1,135 | 288 | 25.4 | 73 | 6.4 | 26 | 31.7 | |
| H28 | 85 | 1,116 | 281 | 25.2 | 66 | 5.9 | 27 | 31.8 | |
| H29 | 86 | 1,110 | 278 | 25.0 | 59 | 5.3 | 25 | 29.1 | |
| H30 | 91 | 1,146 | 296 | 25.8 | 63 | 5.5 | 28 | 30.8 | |
| R1 | 95 | 1,201 | 316 | 26.3 | 64 | 5.3 | 30 | 31.6 | |
| R2 | 94 | 1,182 | 298 | 25.2 | 64 | 5.4 | 32 | 34.0 | |
| R3 | 90 | 1,108 | 284 | 25.6 | 62 | 5.6 | 29 | 32.2 | |

②会議の公開等の状況

| 年度 | 会議を開催した審議会等 | 開催案内の公表 | | 会議の公開 | | 会議録の作成 | | 会議録の公表 | |
|-----|-------------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 審議会等の数 | 割合(%) | 審議会等の数 | 割合(%) | 審議会等の数 | 割合(%) | 審議会等の数 | 割合(%) |
| H23 | 67 | 43 | 64.2 | 41 | 61.2 | 65 | 97.0 | 9 | 13.4 |
| H24 | 67 | 43 | 64.2 | 42 | 62.7 | 66 | 98.5 | 12 | 17.9 |
| H25 | 74 | 51 | 68.9 | 53 | 71.6 | 73 | 98.6 | 22 | 29.7 |
| H26 | 68 | 55 | 80.9 | 55 | 80.9 | 68 | 100.0 | 29 | 42.6 |
| H27 | 71 | 57 | 80.3 | 57 | 80.3 | 71 | 100.0 | 32 | 45.1 |
| H28 | 75 | 58 | 77.3 | 58 | 77.3 | 75 | 100.0 | 38 | 50.7 |
| H29 | 73 | 57 | 78.1 | 59 | 80.8 | 72 | 98.6 | 40 | 54.8 |
| H30 | 82 | 63 | 76.8 | 63 | 76.8 | 81 | 98.8 | 58 | 70.7 |
| R1 | 76 | 59 | 77.6 | 60 | 78.9 | 76 | 100.0 | 60 | 78.9 |
| R2 | 80 | 63 | 78.8 | 61 | 76.3 | 76 | 95.0 | 63 | 78.8 |
| R3 | 72 | 54 | 75.0 | 53 | 73.6 | 71 | 98.6 | 56 | 77.8 |

令和3年度 防府市審議会等の運営状況(No.5)

【検証事項の内容】

- ①公募委員が在籍しているか
 - ②女性委員が在籍しているか
 - ③会議を公開しているか
 - ④会議録(要旨等を含む)を公開しているか
- 上記4点について一覧にしています。なお、この一覧は防府市において現在組織されている審議会等についてまとめたものです。
 ※ 組織されているものの、令和3年度中に会議開催のない審議会等については、一部の項目を「－」と表示しています。

| No. | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所管課 | 委員の状況 | | 開催案内の公表 | 会議の公開 | 会議録の公開 |
|-----|------------------|---|----------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | 女性委員の在籍 | 公募委員の在籍 | | | |
| 1 | 防府市防災会議 | 防府市地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて本市の防災に関する事項を審議するため | 防災危機管理課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 防府市国民保護協議会 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。 | 防災危機管理課 | ○ | × | － | － | － |
| 3 | 防府市地域公共交通活性化協議会 | 地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うため、及び、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため。 | 地域振興課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 防府市スポーツ推進計画策定委員会 | スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づくスポーツの推進に関する計画を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるため。 | 文化・スポーツ課 | － | － | － | － | － |
| 5 | 防府市住居表示審議会 | 住居表示に関する法律に規定する方法による住居表示の実施について、市長の諮問に応じて重要事項を調査審議するため。 | 市民課 | － | － | － | － | － |
| 6 | 防府市国民健康保険運営協議会 | 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため | 保険年金課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 防府市介護認定審査会 | 要介護・要支援の認定に係る審査判定業務を行うため | 高齢福祉課 | ○ | × | × | × | × |
| 8 | 防府市福祉有償運送運営協議会 | 福祉有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から收受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため | 障害福祉課 | × | × | ○ | ○ | × |
| 9 | 防府市障害支援区分認定審査会 | 障害支援区分認定に係る審査判定業務を行うため | 障害福祉課 | ○ | × | × | × | × |

令和3年度 防府市審議会等の運営状況(No.6)

| No. | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所管課 | 委員の状況 | | 開催案内の公表 | 会議の公開 | 会議録の公開 |
|-----|---------------------|---|---------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | 女性委員の在籍 | 公募委員の在籍 | | | |
| 10 | 防府市子ども・子育て会議 | 本市における子ども・子育て支援についての調査審議を行うため | 子育て支援課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 防府市民生委員推薦会 | 民生委員法5～7条の規定に基づき、民生委員の推薦を行うため | 社会福祉課 | ○ | × | × | × | × |
| 12 | 防府市災害弔慰金等支給審査委員会 | 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議を行うため | 社会福祉課 | — | — | — | — | — |
| 13 | 防府市建築審査会 | 建築基準法に規定する許可・指定に対する同意及び同法94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決を行なわせるとともに、本市の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項を調査審議するために設置する。 | 開発建築指導課 | ○ | × | ○ | ○ | — |
| 14 | 防府市公務災害補償等審査会 | 議会の議員その他の非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者の審査申出の審査及び裁定を目的とする。 | 人事課 | — | — | — | — | — |
| 15 | 防府市公務災害補償等認定委員会 | 地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定め、もって防府市非常勤職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 | 人事課 | × | × | — | — | — |
| 16 | 防府市特別職報酬等審議会 | 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議することを目的とする。 | 人事課 | — | — | — | — | — |
| 17 | 防府市財産処分審議会 | 市長の諮問に応じて普通財産の処分に関し必要な調査及び審議を行わせるため。 | 行政管理課 | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 18 | 防府市参画及び協働の推進に関する協議会 | 防府市の参画及び協働の推進に関する事項について、市民等の視点から調査、審議するため | 地域振興課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 防府市環境審議会 | 環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため | 生活安全課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 防府市空家等対策協議会 | 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施、及び市長が必要と認める事項に関する協議を行うため | 都市計画課 | ○ | ○ | — | — | — |

令和3年度 防府市審議会等の運営状況(No.7)

| No. | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所管課 | 委員の状況 | | 開催案内の公表 | 会議の公開 | 会議録の公開 |
|-----|------------------|---|----------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | 女性委員の在籍 | 公募委員の在籍 | | | |
| 21 | 防府市放置自動車廃物判定委員会 | 防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づき、放置自動車の廃物の判定及び基準について、調査審議するため。 | 生活安全課 | ○ | × | — | — | — |
| 22 | 防府市個人情報保護審議会 | 個人情報保護制度の適正な運用を図り、諮問された事項・運用に関する重要事項の調査審議をするとともに、マイナンバー制度における特定個人情報保護評価に伴う意見聴取を行うため | 広報広聴課 | ○ | × | — | — | — |
| 23 | 防府市個人情報保護審査会 | 個人情報の開示請求に対する開示決定又は訂正等の請求に対する訂正決定等について、審査請求があった場合の諮問に対する審査を行うための諮問機関として設置 | 広報広聴課 | × | × | — | — | — |
| 24 | 防府市情報公開審査会 | 公文書公開請求に対する公開等の決定について、審査請求があった場合の諮問に対する審査及び情報公開制度の運営に関する審議等を行うための諮問機関として設置 | 広報広聴課 | × | × | — | — | — |
| 25 | 防府市廃棄物減量等推進審議会 | 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため | クリーンセンター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 26 | 防府市障害者保健福祉推進協議会 | 総合的な障害者保健福祉施策の推進について、幅広く市民や民間有識者等の意見を聴くため | 障害福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 27 | 防府市人権施策推進審議会 | 市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、人権に関する施策の総合的な推進を図るため | 社会福祉課 | ○ | ○ | — | — | — |
| 28 | 防府市男女共同参画審議会 | 男女共同参画社会の形成を推進するにあたっての女性の役割、活動の方向等について、基本的かつ総合的な事項を調査審議し、もって女性に関する施策の推進に資するため | 社会福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 29 | 防府市福祉センター運営審議会 | 本市における福祉センターの組織及び運営に関し必要な事項を定めるため | 社会福祉課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 30 | 防府市農業構造改善対策協議会 | 農業を振興させるための基盤及び制度の構造改革を行うこと等の対策の審議、調査を行うため | 農林水産振興課 | — | — | — | — | — |
| 31 | 防府市農林漁業振興対策融資審査会 | 市長の諮問に応じて農業近代化資金及び漁業近代化資金の融通に関し必要な調査及び審査を行なうため | 農林水産振興課 | ○ | × | × | × | × |

令和3年度 防府市審議会等の運営状況(No.8)

| No. | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所管課 | 委員の状況 | | 開催案内の公表 | 会議の公開 | 会議録の公開 |
|-----|---------------------|--|---------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | 女性委員の在籍 | 公募委員の在籍 | | | |
| 32 | 防府市公設青果物地方卸売市場運営審議会 | 市場の適正かつ円滑な運営を図るため | 農林水産振興課 | ○ | × | - | - | - |
| 33 | 防府市中小企業振興会議 | 中小企業振興施策の調査審議をするため | 商工振興課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 34 | 防府市景観審議会 | 良好な景観の形成に関する事項を調査審議するため | 都市計画課 | ○ | ○ | - | - | - |
| 35 | 防府市都市計画審議会 | 都市計画法により、本市の権限に属せられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため。 | 都市計画課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 36 | 防府市営住宅入居者選考審査会 | 市長の諮問に対して市営住宅の入居者の選考に関し必要な調査及び審査を行うため。 | 建築課 | - | - | - | - | - |
| 37 | 防府市奨学生選考審査会 | 教育委員会の諮問に応じて、奨学生を決定の選考に関し、必要な審査を行うため | 教育総務課 | × | × | × | × | × |
| 38 | 防府市図書館協議会 | 図書館関係者や利用者から広く意見を聞いて、図書館サービスの向上を図るため | 教育総務課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 39 | 右田公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 40 | 華浦公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 41 | 華城公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 42 | 防府市勤労青少年ホーム運営審議会 | 勤労青少年ホームの円滑な運営を図る。 | 生涯学習課 | - | - | - | - | - |

令和3年度 防府市審議会等の運営状況(No.9)

| No. | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所管課 | 委員の状況 | | 開催案内の公表 | 会議の公開 | 会議録の公開 |
|-----|-------------|--|-------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | 女性委員の在籍 | 公募委員の在籍 | | | |
| 43 | 向島公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 44 | 佐波公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 45 | 勝間公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 46 | 小野公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 47 | 松崎公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 48 | 新田公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 49 | 西浦公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 50 | 大道公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 51 | 中関公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 52 | 富海公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 53 | 文化センター運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |

令和3年度 防府市審議会等の運営状況(No.10)

| No. | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所管課 | 委員の状況 | | 開催案内の公表 | 会議の公開 | 会議録の公開 |
|-----|----------------------|--|----------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | 女性委員の在籍 | 公募委員の在籍 | | | |
| 54 | 防府市社会教育委員の会議 | 社会教育法第15条の規定に基づき設置している。 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 55 | 防府市青少年問題協議会 | 「地方青少年問題協議会法」に基づき設置。青少年の健全育成に関する総合的な施策の樹立について調査審議し、関係行政機関に意見を述べるとともに、その施策を適切に実施するため、関係行政機関相互の連絡調整を図る。 | 生涯学習課 | ○ | ○ | — | — | — |
| 56 | 牟礼公民館運営審議会 | 公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 57 | 防府市野島漁村センター運営委員会 | 野島漁村センターは島民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関としての機能と性格を兼ねており、その諮問機関として設置されセンターの運営を有効適切にする為、野島漁村センター運営委員会を設置する。 | 生涯学習課 | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 58 | 防府市文化財審議会 | 防府市内の文化財について、保存・活用に関し必要な調査や審議、指導を行う。 | 文化財課 | ○ | × | — | — | — |
| 59 | 防府市民間活力導入検討委員会 | 駅北公有地への民間活力導入について、具体的な売却方法等に関する意見を聴取するため。 | 行政管理課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 60 | 防府市産業戦略本部 | 国や県と協力して本市の産業を活性化させる取組を総合的に推進するため、産業戦略本部を設置し、様々な分野の事業者から意見を求める。 | 政策推進課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 61 | 輝き！ほうふプラン推進会議 | 第5次防府市総合計画(輝き！ほうふプラン)を推進するため、輝き！ほうふプラン推進会議を設置し、様々な分野の委員から意見や提言を求める。 | 政策推進課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 62 | 防府市自治基本条例推進協議会 | 防府市自治基本条例第32条の規定に基づき、防府市自治基本条例の見直しを検討するに当たり、広く市民等の意見、提言等を反映するため | 地域振興課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 63 | 駅周辺施設活性化推進会議(アスピラート) | 本市の文化芸術の振興を図るため、防府市地域交流センターの利用促進に向けた施策について、広く意見を求めるため | 文化・スポーツ課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 64 | 防府市観光振興推進協議会 | 防府市観光振興基本計画の事業の進捗状況を把握し、評価を行うとともに、その評価を反映させ、改善することに関する必要な事項を協議する。 | おもてなし観光課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

令和3年度 防府市審議会等の運営状況(No.11)

| No. | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所管課 | 委員の状況 | | 開催案内の公表 | 会議の公開 | 会議録の公開 |
|-----|---------------------|---|----------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | 女性委員の在籍 | 公募委員の在籍 | | | |
| 65 | 防府市自転車等駐車対策協議会 | 公共の場所における自転車等の放置禁止区域の指定と駐車に関する事項の対策について審議・検証を行うため。 | 生活安全課 | × | × | — | — | — |
| 66 | 防府市し尿収集料金等調整会議 | し尿収集料金等について審議する。 | クリーンセンター | — | — | — | — | — |
| 67 | 防府市高齢者保健福祉推進会議 | 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の推進並びに計画の見直しについて、広く市民の意見を反映させるため | 高齢福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 68 | 防府市地域包括支援センター運営協議会 | 地域包括支援センターが中立性を保ち、公正な運営を確保するため | 高齢福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 69 | 防府市地域密着型サービス運営委員会 | 地域密着型サービス事業者の指定、指導、監督について公平、公正、適正な運営を確保するため | 高齢福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 70 | 防府市医療・介護連携推進協議会 | 医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供する体制構築に係る方策等を協議するため | 高齢福祉課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 71 | 防府市高齢者虐待防止ネットワーク会議 | 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、安心した生活が送れるよう、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第16条の規定に基づき、関係機関との連携協力体制を図るため。 | 高齢福祉課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 72 | 防府市高齢者生活支援協議会 | 生活支援・介護予防サービスの充実を図り、多様な事業主体と情報共有・連携をしながら、生活支援体制整備の推進を図るため。 | 高齢福祉課 | ○ | × | × | × | × |
| 73 | 防府市老人ホーム入所判定委員会 | 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置の適正な実施を行うため | 高齢福祉課 | × | × | — | — | — |
| 74 | 防府市地域総合支援協議会 | 地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、当事者や民間有識者等から幅広い意見を反映させるため | 障害福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 75 | 防府市手話言語等に関する条例検討委員会 | すべての市民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、言語である手話の普及及び理解促進を図るとともに、障害者の情報取得とコミュニケーションを支援し、推進するための条例の制定に向けて、障害者の視点を踏まえ、関係者による専門的な見地からの検討を行うため。 | 障害福祉課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |

令和3年度 防府市審議会等の運営状況(No.12)

| No. | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所管課 | 委員の状況 | | 開催案内の公表 | 会議の公開 | 会議録の公開 |
|-----|--------------------------|---|---------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | 女性委員の在籍 | 公募委員の在籍 | | | |
| 76 | 防府市農福連携検討会議 | 障害者の活躍の場や高齢者の生きがいがいづくりの場を広げる農福連携事業の促進について、障害福祉関係者、高齢福祉関係者、農業関係者それぞれの視点を踏まえ検討するため。 | 障害福祉課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 77 | 防府市要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童の適切な保護又は要支援児童と特定妊婦の適切な支援を図るとともに関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者が連携して対応するため | 子育て支援課 | ○ | × | × | × | × |
| 78 | 防府市地域福祉推進協議会 | 地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため | 社会福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 79 | 健やかほうふ21計画(第2次)推進委員会 | 健やかほうふ21計画(第2次)に基づき、市民の健康づくりの活動を推進するため | 健康増進課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 80 | 防府市医療等事故調査会 | 防府医師会、防府歯科医師会及び防府薬剤師会との契約等に基づき実施する業務に関連して発生した事故の、適正かつ円滑な処理に資する | 健康増進課 | — | — | — | — | — |
| 81 | 防府市休日診療所運営委員会 | 医療を必要とする疾病者に対する効果的な医療対策の確立及び円滑な運営に資する | 健康増進課 | — | — | — | — | — |
| 82 | 防府市子育て世代包括支援ネットワーク会議 | 妊娠期から子育て期に関わる関係機関のネットワークづくりを行い、妊娠期から子育て期の支援について情報共有、関係機関の連携を図る場とする。 | 健康増進課 | ○ | × | × | × | × |
| 83 | 防府市予防接種健康被害調査委員会 | 予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき市長が実施する予防接種に関連して発生した健康被害の、適正かつ円滑な処理に資する。 | 健康増進課 | — | — | — | — | — |
| 84 | 防府市人・農地プラン検討会 | 人・農地プランの内容を審査する | 農林水産振興課 | ○ | × | × | × | × |
| 85 | 防府市青年等就農計画認定審査委員会 | 就農計画の内容を審査する | 農林水産振興課 | × | × | × | × | × |
| 86 | 防府市中山間地域等直接支払制度集落協定推進協議会 | 中山間地域等直接支払制度事業における集落協定の推進のため | 農林水産振興課 | × | × | × | × | × |

令和3年度 防府市審議会等の運営状況(No.13)

| No. | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所管課 | 委員の状況 | | 開催案内の公表 | 会議の公開 | 会議録の公開 |
|-----|--------------------|---|------------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | 女性委員の在籍 | 公募委員の在籍 | | | |
| 87 | 防府市農業振興地域整備促進協議会 | 農業振興地域の整備を計画的に推進する | 農林水産振興課 | — | — | — | — | — |
| 88 | 佐波川かわまちづくり協議会 | 佐波川の河川空間とまちの空間の融合を図り、歴史的史跡や各種イベントと連携した施設や市民の憩いの場としての利活用の促進を図る | 河川港湾課 | ○ | ○ | — | — | — |
| 89 | 防府市緑化推進委員会 | 本市の「明るい・豊かな・健やかな」緑と花のまちづくりの推進に必要な協議を行うため。 | 都市計画課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 90 | 防府市住生活基本計画策定委員会 | 市の策定する住生活基本計画案について審議するため。 | 建築課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 91 | 防府市明るい選挙推進協議会 | 選挙は、民主政治の基盤であり、明るく行われるよう有効適切な諸方策を企画し、効率的事業を実施して理想選挙の実現に寄与することを目的とする | 選挙管理委員会事務局 | ○ | × | × | × | × |
| 92 | 防府市教育支援委員会 | 学齢児童・生徒のうち、心身に障害を有する者の適正就学に資するため | 学校教育課 | ○ | × | × | × | × |
| 93 | 防府市生徒指導問題対策協議会 | いじめの問題や不登校児童生徒の増加等、多種多様な生徒指導に係る問題について、解決策等を協議するとともに、状況に応じて関係機関等の連携による適切な対応をするため | 学校教育課 | ○ | × | × | × | × |
| 94 | 防府市通学路安全推進会議 | 防府市立小・中学校の通学路について、学校及び家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、現状と課題を分析・検証し、本市の児童生徒の安全な通学環境を確保することを目的とする | 学校教育課 | ○ | × | — | ○ | ○ |
| 95 | 防府市立小・中学校通学区域調整委員会 | 防府市立小・中学校の通学区域についての調整を図ることを目的とする | 学校教育課 | — | — | — | — | — |
| 96 | 防府市青少年育成センター運営協議会 | 青少年の補導及び育成に関係のある機関・団体が相互に緊密な連絡を取りながら、地域社会の協力を得て組織的な補導を推進し、もって青少年の健全な保護育成を図るため | 生涯学習課 | ○ | × | × | × | — |
| 97 | 防府市生涯学習推進会議 | 防府市生涯学習推進計画を推進する上で、その推進を市民参加と協働の視点に立ったものとするため、防府市生涯学習推進会議を設置する。 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

令和3年度 防府市審議会等の運営状況(No.14)

| No. | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所管課 | 委員の状況 | | 開催案内の公表 | 会議の公開 | 会議録の公開 |
|-----|-------------------------|---|-------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | | | | 女性委員の在籍 | 公募委員の在籍 | | | |
| 98 | 防府市生涯学習推進計画策定委員会 | 防府市生涯学習推進計画の策定を行うため。 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 99 | 史跡周防国分寺旧境内保存整備検討委員会 | 史跡周防国分寺旧境内の調査、保存、整備及び管理に関わる基本的かつ総合的な事項について検討するほか、必要について調査する。 | 文化財課 | × | × | — | — | — |
| 100 | 史跡萩往還宮市本陣兄部家保存整備計画策定委員会 | 史跡萩往還宮市本陣兄部家の適切な保存及び整備に関する計画を策定するにあたり、専門的な立場からの指導及び助言を得ることを目的とする。 | 文化財課 | × | × | — | — | × |
| 101 | 史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内保存整備委員会 | 史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内の保存整備を円滑に遂行するため、適切な助言、指導を行うほか、必要な事項について調査する | 文化財課 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 102 | 市指定史跡車塚古墳保存整備検討会 | 市指定史跡車塚古墳の保存整備を円滑に行うため、適切な助言・指導を行うほか、必要な事項について調査する | 文化財課 | × | × | — | — | — |
| 103 | 周防国府跡等官衙遺跡保存整備検討会 | 史跡周防国衙跡及び下右田遺跡の保存整備を円滑に行うため、適切な助言・指導を行うほか、必要な事項について調査する | 文化財課 | × | × | — | — | — |
| 104 | 防府歴史文化基本構想策定委員会 | 防府市歴史文化基本構想策定事業を円滑に実施するため | 文化財課 | × | × | × | ○ | × |
| 105 | タヌキの里づくり実行委員会 | 『向島タヌキ生息地』を体験学習・環境教育の格好の場ととらえ、広く市民や親子を対象に、勤労活動体験や身近な自然と触れ合う活動等の『タヌキの里向島里山体験教室』の企画・運営を行うため | 文化財課 | — | — | — | — | — |

5. その他の参画の手法の実施状況

【令和3年度】

| 番号 | 対象区分 | 政策等の名称 | 分野 | 政策等の概要 | 実施した参画の手法 | 実施時期 | 実施結果の概要 |
|----|------|------------------------------|-------|--|-----------|--------------|---|
| 1 | 計画等 | 第6次防府市男女共同参画推進計画策定 | 教育・社会 | 男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進する計画の改定 計画期間 R5～R9年度 | 意識調査 | R3.9.15～9.30 | 調査対象 18歳以上の市民 調査人数 1,500人 回答率 39.7% |
| 2 | 計画等 | 防府市（第二次）環境基本計画（中間年度・見直し）の見直し | 安全・環境 | 本市における環境の保全の最も基本となる計画の見直し 計画期間：平成28～令和3年度 | 意識調査 | R3.11～12.24 | 調査対象 年齢18歳以上 対象人数 1,000人 回答率 44.6% 目的 環境に関する意識調査 |
| 3 | その他 | 地域の実情に応じた移動手段に関する協議 | 都市・建設 | 小野・上右田地域における地域の実情に応じた移動手段の検討を行うための意見交換会を開催 | 公聴会等 | R4.1.29 | 意見交換会の開催 1回 延べ参加人数 22人 |

参考資料1. パブリックコメント実施一覧表

| 年度 | 番号 | 対象区分 | 施策等の名称 | 分野 | 実施時期 | 実施結果の概要 | 担当課 |
|-------|----|------|--|-------|----------------------|-------------------------|----------|
| 令和3年度 | 1 | 条例等 | (仮称)防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例(案) | 健康・福祉 | R3.12.15～ R4.1.14 | 意見提出者 0人 提出された意見 0件 | 障害福祉課 |
| | 2 | 計画等 | 第3次防府市生涯学習推進計画(案) | 教育・社会 | R3.12.22～ R4.1.21 | 意見提出者 2人 提出された意見 2件 | 生涯学習課 |
| | 3 | 計画等 | 防府市環境基本計画(第3次)(案) | 安全・環境 | R3.12.22～ R4.1.21 | 意見提出者 3人 提出された意見 10件 | 生活安全課 |
| | 4 | 計画等 | 第11次防府市交通安全計画(案) | 安全・環境 | R3.12.22～ R4.1.21 | 意見提出者 1人 提出された意見 1件 | 生活安全課 |
| | 5 | 計画等 | 防府市ごみ処理基本計画(案) | 安全・環境 | R3.12.22～ R4.1.21 | 意見提出者 2人 提出された意見 6件 | クリーンセンター |
| | 6 | 計画等 | 防府市住生活基本計画(案) | 都市・建設 | R3.12.22～ R4.1.21 | 意見提出者 0人 提出された意見 0件 | 建築課 |
| | 7 | 条例等 | (仮称)防府市創業・交流センター設置及び管理条例(案) | 産業・労働 | R4.1.4～ R4.23 | 意見提出者 0人 提出された意見 0件 | 商工振興課 |
| | 8 | 計画等 | 防府市污水处理施設整備構想(案) | 都市・建設 | R4.1.11～ R4.2.9 | 意見提出者 0人 提出された意見 0件 | 下水道課 |

○パブリックコメント意見募集

【公表方法】

- 1.1号館1階の閲覧コーナーへの設置
- 2.各出張所等への設置
- 3.報道への情報提供
- 4.市広報への掲載
- 5.ホームページへの掲載

(下記【公表内容】1,4についてはパブリックコメント意見募集の実施1ヶ月前を目処に実施予定を掲載。意見募集開始後に詳細な情報を掲載)

【公表内容】

- 1.対象とする案の名称と概要
- 2.対象とする案
- 3.意見の提出期間、提出方法
- 4.当該パブリックコメントの所管課・問合せ先
- 5.その他必要な事項

○パブリックコメント実施結果の公表

【公表方法】

- 1.1号館1階の閲覧コーナーへの設置
- 2.各出張所等への設置
- 3.報道への情報提供
- 4.市広報への掲載
- 5.ホームページへの掲載

【公表内容】

- 1.パブリックコメントの実施状況
(意見の募集期間、提出者数、意見の数)
- 2.提出された意見に対する市の考え方
- 3.閲覧方法、閲覧場所
- 4.実施結果の公表期間

8. 検証の視点 ※条例に基づく検証視点を抽出しています。

| 条例の該当箇所 | 検証項目 | 過去の協議会からの意見(抜粋) |
|----------------------|--|--|
| 【第16条】 協働の推進 | ・協働が円滑に進むような人材育成や制度の整備が行われているか(以下の条文と重複) (9. 令和2年度 協働による事業の実施状況総括表) (10.協働の推進にかかる取組状況) | ・協働推進員が新たな協働事業の提案や協働を意識した予算獲得に努める必要がある ・市民活動に対する市の協働による支援が必要 ・協働推進員の知識習得、意識啓発が必要 |
| 【第17条】 協働による事業の提案 | ・防府市協働事業提案制度は適正に運用されているか (10.協働の推進にかかる取組状況) | ・市の各部署が提案団体を発掘することで提案件数の増加に繋がるのではないか ・制度の更なる活用には予算の確保やインセティブを与えるなどの制度推進のための取組みが必要 |
| 【第18条】 人材の育成 | ・協働の担い手となる人材育成がされているか (10.協働の推進にかかる取組状況) | |
| 【第19条】 活動の支援 | ・ 中間支援組織の機能充実が図られているか (10.協働の推進にかかる取組状況) | ・講座などの開催に当たっては、対象者に的確に情報が届くような工夫が必要 |
| その他 全般的事項について | | ・協働の意義や具体的な取組について周知活動が必要 ・協働の実態調査においては市各部署で協働事業に関する認識が正しくされる必要がある |

9.令和3年度 協働による事業の実施状況総括表

①協働の対象区分別件数内訳(一つの事業で複数相手と協働しているとわかるものもあったため、事業数よりも多い) ②事業の分野別件数内訳

| 形態 協働相手 | 委託 | 補助 | 共催 | 事業協力 | 後援 | 実行委員会 | その他 | 合計 | 構成比 (%) |
|-----------------------------|------|------|-----|------|------|-------|-----|-------|------------|
| 市民活動団体 NPO法人 | 5 | 1 | | | 12 | | | 18 | 8.0 |
| 自治会等 | 9 | 9 | 1 | 1 | | | | 20 | 8.8 |
| 公益財団法人 一般社団法人 生活協同組合等 | 4 | 2 | | 1 | 34 | | | 41 | 18.1 |
| 企業 | 3 | 1 | 1 | 2 | 5 | | | 12 | 5.3 |
| 行政機関 | | | 3 | | 1 | | | 4 | 1.8 |
| 実行委員会 | 3 | 4 | 4 | | 7 | 9 | | 27 | 11.9 |
| その他団体 | 12 | 22 | 9 | 2 | 59 | | | 104 | 46.0 |
| 合計 | 36 | 39 | 18 | 6 | 118 | 9 | 0 | 226 | 100.0 |
| 構成比 (%) | 15.9 | 17.3 | 8.0 | 2.7 | 52.2 | 4.0 | 0.0 | 100.0 | |

| 形態 分野 | 委託 | 補助 | 共催 | 事業協力 | 後援 | 実行委員会 | その他 | 合計 | 構成比 (%) |
|------------|------|------|-----|------|------|-------|-----|-----|------------|
| 安全・環境 | 2 | 9 | | 2 | | | | 13 | 5.8 |
| 健康・福祉 | 8 | 2 | 2 | 1 | 2 | | | 15 | 6.6 |
| 教育・社会 | 9 | 8 | 10 | | 82 | 1 | | 110 | 48.7 |
| 産業・労働 | 4 | 5 | | 1 | 1 | 2 | | 13 | 5.8 |
| 地域・交流 | 7 | 15 | 6 | | 33 | 6 | | 67 | 29.6 |
| 都市・建設 | 6 | | | 1 | | | | 7 | 3.1 |
| その他 | | | | 1 | | | | 1 | 0.4 |
| 合計 | 36 | 39 | 18 | 6 | 118 | 9 | 0 | 226 | 100 |
| 構成比 (%) | 15.9 | 17.3 | 8.0 | 2.7 | 52.2 | 4.0 | 0.0 | 100 | |

〔参画の対象〕

| | |
|--------|--|
| 計画等 | 【第9条第1項第1号】 市の基本構想、基本計画その他市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 |
| 条例等 | 【第9条第1項第2号】 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃 イ 市政に関する基本方針を定める事項 ロ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項 ハ 市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項 |
| 施設の計画等 | 【第9条第1項第3号】 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更 |
| その他 | 【第9条第1項第4号】 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの |
| 対象外 | 【第9条第2項】 前項の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参画の対象としないことができる。 一 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの 二 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの 三 軽易な変更等 四 市長等の内部の事務処理に関するもの 五 緊急その他やむを得ない理由があると認められるもの |

〔施策等の分野〕

第5次防府市総合計画の分野別施策を参考に、各事案を分類した

| 分野 | 項目 | 分野 | 項目 |
|-------|---|-------|--|
| 安全・環境 | 防災対策の推進 消防力の向上 暮らしの安全確保 環境の保全 循環型社会の形成 | 産業・労働 | 農林水産業の振興 商工業・サービス業の振興 中小企業の振興 労働環境の向上 |
| 健康・福祉 | 保健・医療サービスの充実 地域福祉の充実 子育て支援の充実 高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実 社会保障制度の適度な運用 | 地域・交流 | 観光の振興 文化・スポーツの推進 多様な交流の推進 自主的・主体的な市民活動の促進 |
| 教育・社会 | 学校教育の充実 生涯学習の推進 人権尊重社会の実現 文化財の保護・継承 | 都市・建設 | 交通ネットワークの整備 上下水道の整備 住宅・住環境の整備 公園の整備、景観の保全 適正な土地利用の推進 |